

別紙 2

和光市生活介護施設（知的障害者）送迎業務仕様書

1 履行場所

和光市生活介護施設（知的障害者）（和光市下新倉 1 丁目 3 番 5 号）を起点とする市内
一円

2 業務内容

生活介護施設への通所及び退所時の送迎

3 履行期間

指定期間内とする。（令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 1 2 年 3 月 3 1 日）

4 運行台数

生活介護施設（知的障害者）

国産ワゴン車バス（リフト装置、車椅子固定装置付） 1 台

※乗車定員は、車椅子を除き 3 名分を確保すること。

5 運行車輛の仕様

施設の名称を車輛に表記すること。

6 施設定員数

生活介護施設 30 人以内とし、指定管理者が市長の承認を得て定める

7 運行日

土曜日、日曜日、祝日及び 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までを除く毎日

8 運行経路及びダイヤ

生活介護施設（知的障害者）は、施設と各利用者宅間を運行するものとする。

9 その他

- (1) 送迎に関する経費（運行車両の手配、運転手等）は、受託者の負担とする。また、運行費用についての燃料費及び消耗品費、車輛の整備費も同様とする。
- (2) 運行に際しては、各車輛に任意保険の加入を義務付ける。
補償の最低条件として対人補償を無制限、対物補償を 1 千万円、搭乗者傷害補償を 1 名につき 1 千万円とすること。
- (3) 運行に際しての添乗業務として 1 名若しくは 2 名の施設職員が必要に応じて同乗するものとする。
- (4) 生活介護施設では、週 1 回程度、開所時間内に通所者を市内各地へ外出させる訓練があるので、目的地まで適宜運行するものとする。